

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち習志野」

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画
(第3次)(案)

[令和8年度～令和15年度]



目次

第 1 章 基本計画策定の趣旨	- 3 -
1. 基本計画策定の趣旨	- 3 -
2. 基本計画の施策対象の範囲	- 3 -
3. 計画の位置づけ	- 4 -
4. 計画期間	- 4 -
第 2 章 現状及び課題	- 5 -
1. 犯罪の現状	- 5 -
2. 社会情勢等の変化	- 9 -
3. 安全で安心なまちづくりへの課題	- 10 -
第 3 章 基本計画推進の基本的な考え方	- 12 -
1. 目的	- 12 -
2. 目標数値	- 12 -
3. 基本方針	- 12 -
4. 施策体系	- 14 -
第 4 章 安全で安心なまちづくり施策の推進	- 15 -
1. 市の取り組み	- 15 -
2. 市民の取り組み	- 20 -
3. 事業者の取り組み	- 23 -
第 5 章 基本計画を推進するにあたって	- 25 -
1. 実施計画の策定	- 25 -
2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置	- 25 -
3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置	- 25 -
4. 基本計画の変更について	- 25 -

第 1 章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画策定の趣旨

本市では、平成 16 年 3 月に市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とした「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成 27 年 3 月に、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第 2 次）」（以下「前基本計画」という）を策定し、計画期間である平成 27～令和 7 年度の間、市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んでまいりました。

その結果、市内における犯罪発生件数は、平成 26 年と令和 6 年を比べると、約 4 割減少しており、前基本計画に基づく防犯施策については一定の成果を示しております。しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪の発生件数は、減少傾向を示しつつも依然として発生しており、予断を許さない状況にあります。

また、主に高齢者等を狙った電話 de 詐欺（特殊詐欺）は、本市においても近年は上昇傾向であり、さらには匿名・流動型犯罪グループに代表される SNS を利用した新たな詐欺や犯罪手口も発生し、若年層でも被害が発生するなど、犯罪の巧妙化・複雑化が見られ、安全で安心なまちづくりの実現のためには、前基本計画に基づく施策を含め、継続して防犯施策を実施していく必要があります。

このような状況の中、前基本計画の期間満了に伴い、これまで行ってきた各種施策の成果や課題を踏まえ、引き続き安全で安心なまちづくりを計画的に推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第 3 次）」（以下、「基本計画」という）を策定しました。

この基本計画は、今日の社会・経済情勢や地域状況を踏まえた上で、これまで行ってきた防犯施策の成果を生かすために、前基本計画で示した防犯対策の方向性や基本的な施策を踏襲しています。

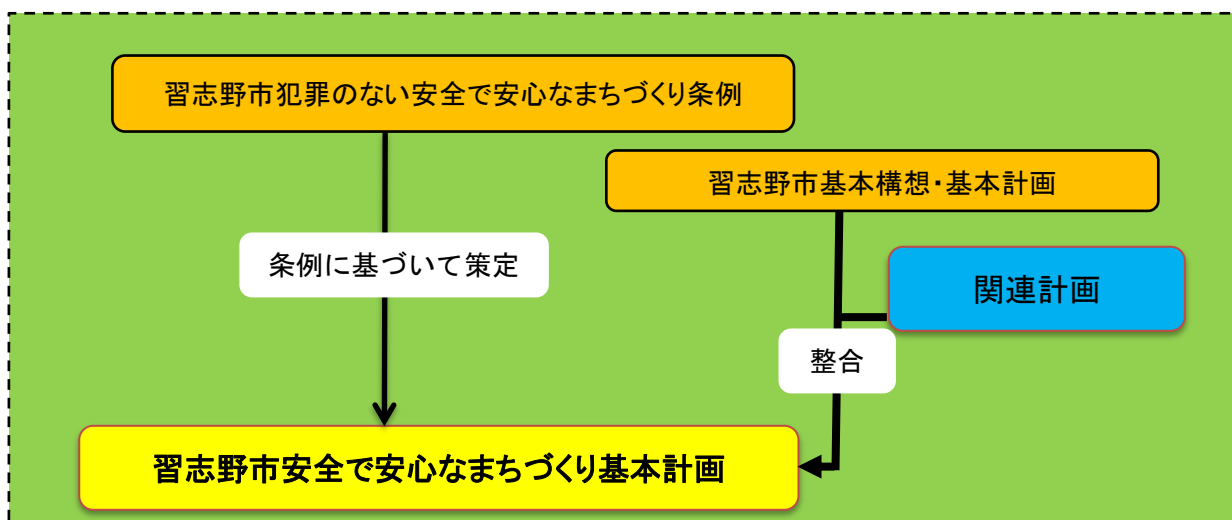
2. 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくり、電話 de 詐欺、子どもを始めとした犯罪弱者を狙った犯罪など、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止（予防）に主眼を置きます。

なお、警察による犯罪捜査、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、基本計画の施策対象の範囲には含めないこととします。

3. 計画の位置づけ

基本計画は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、習志野市基本構想・基本計画、他の関連計画との整合を図り策定します。



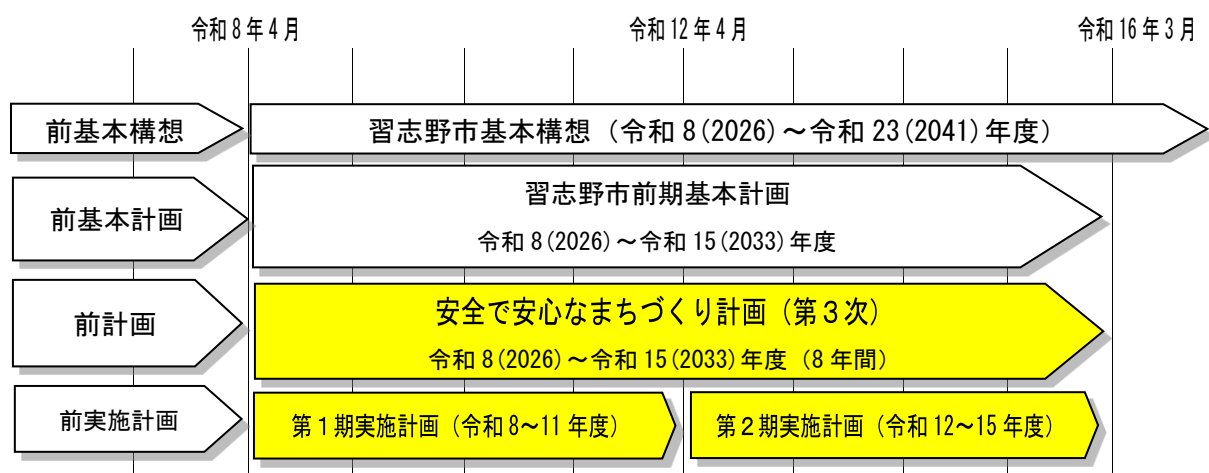
基本計画とSDGsの関連性



4. 計画期間

この基本計画は、習志野市前期基本計画にあわせ、令和8(2026)年度から令和15(2041)年度までの計画期間とします。

ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、実施計画に反映させていきます。



第 2 章 現状及び課題

1. 犯罪の現状

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市における令和 6（2024）年の刑法犯認知件数は 1,139 件となっており、平成 12（2000）年の 5,385 件をピークに減少傾向でしたが、令和 5（2023）年には増加に転じました。令和 6（2024）年の刑法犯認知件数の内訳としては、凶悪犯 4 件、粗暴犯 68 件、窃盗犯 892 件、知能犯 52 件、風俗犯 16 件、その他刑法犯 107 件となり、窃盗犯が 78.3% を占めています。

前計画策定当時である平成 26（2014）年の件数 1,928 件と比較すると、789 件の減少となっており、1 日当たりで換算すると約 2.2 件の減少となっております。

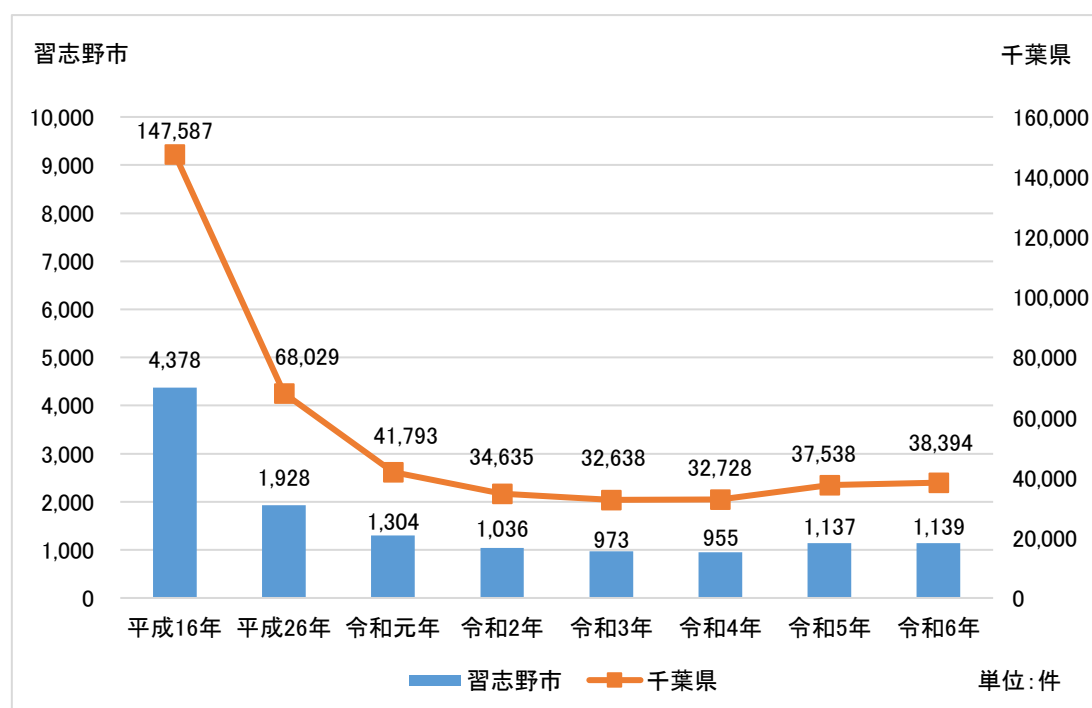


図 1. 千葉県・習志野市 刑法犯認知件数

出典: 千葉県警察本部

(2) 窃盗犯発生件数

身近な犯罪である窃盗犯発生件数は、刑法犯認知件数と同様、平成16年以降減少を続けてしており、令和4年には最小の741件となっていますが、令和5年以降はやや増加しました。

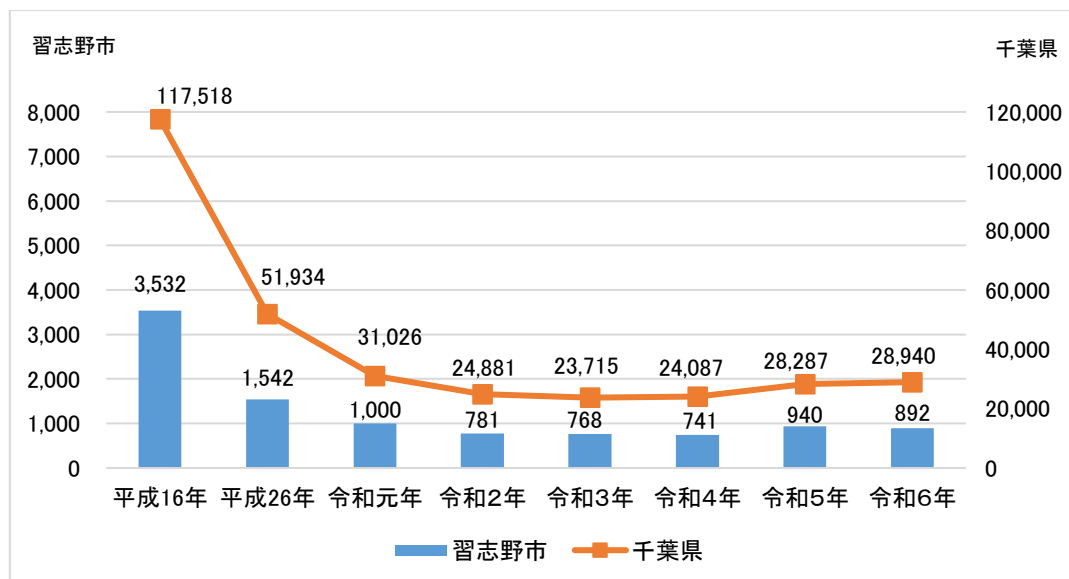


図 2. 千葉県・習志野市 窃盗犯発生件数

出典:千葉県警察本部

表 1. 習志野市の主な窃盗犯の件数

罪種	平成16年	平成26年(A)	令和6年(B)	減少率(B/A)
ひったくり	131	8	1	87.5%
自転車盗	1,131	648	450	30.6%
車上狙い	428	92	15	83.7%
空き巣	289	49	9	81.6%
その他	1,553	745	417	44.0%
窃盗犯合計	3,532	1,542	892	42.1%

出典:千葉県警察本部

(3) 電話 de 詐欺件数、被害金額等

電話 de 詐欺とは、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードを騙し取ったり、医療費の還付金を受けられるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪の総称です（現金等を脅し取る恐喝やキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む）。

本市での電話 de 詐欺の被害は、例年 40 件前後発生しておりますが、令和 4(2022) 年は突出して被害が発生しており、60 件（1 億 6,621 万円）の被害がありました。なお、令和 6(2024)年は、36 件（5,352 万円）の被害がありました。

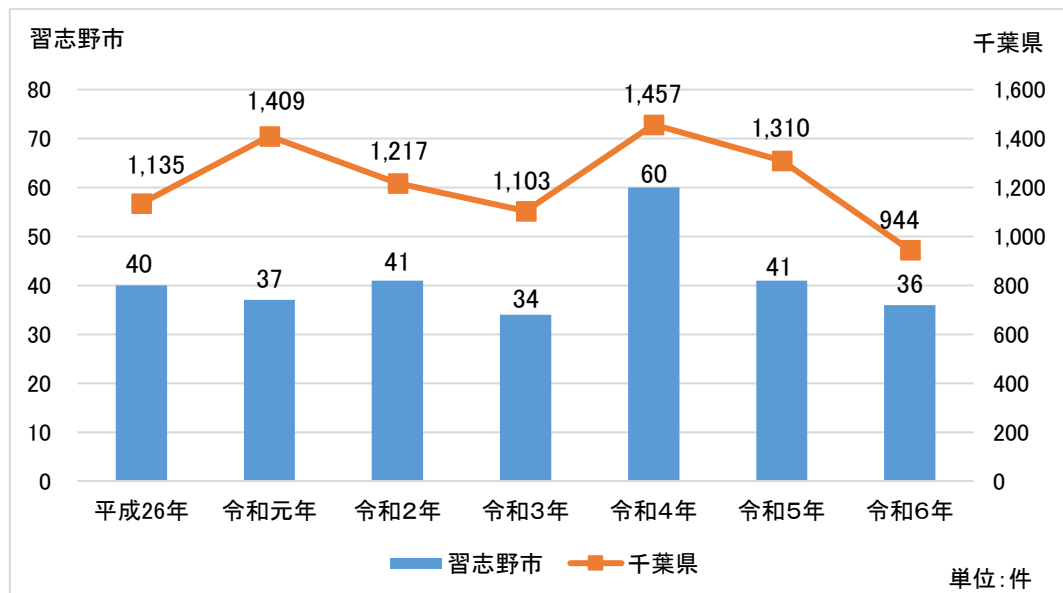


図 3. 千葉県・習志野市 電話 de 詐欺件数

出典: 千葉県警察本部

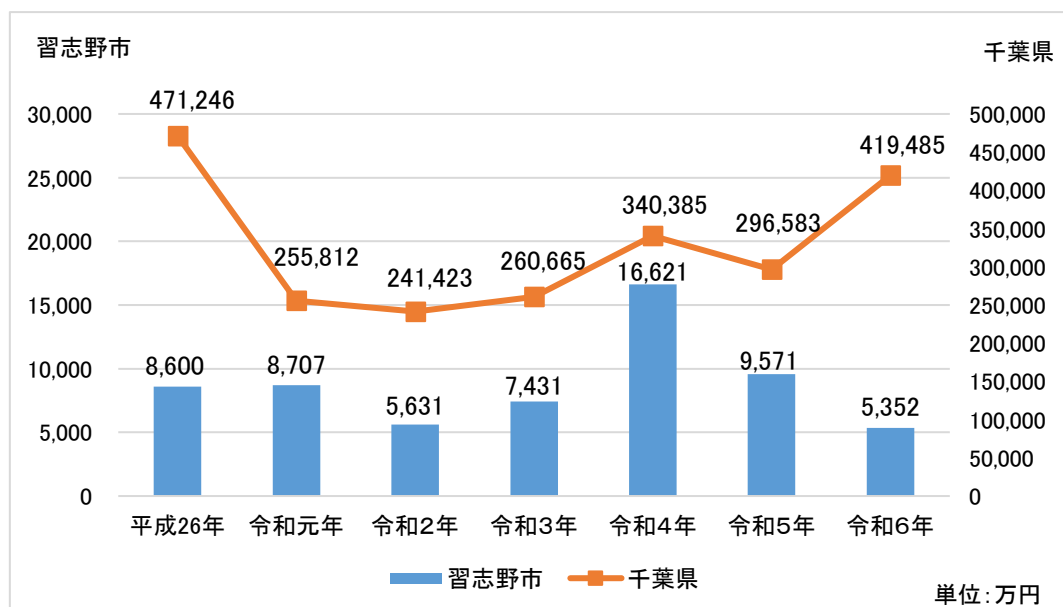


図 4. 千葉県・習志野市 電話 de 詐欺 被害額

出典: 千葉県警察本部

(4) 電話 de 詐欺の被害者年齢構成 (令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 2 月 3 1 日)

令和 6(2024)年の千葉県内の被害者年齢構成は、約半数を 80 歳以上の高齢者が占めており、高齢者の犯罪被害が非常に多い傾向が見て取れますが、40 歳以下の比較的若い世代においても被害が発生しています。

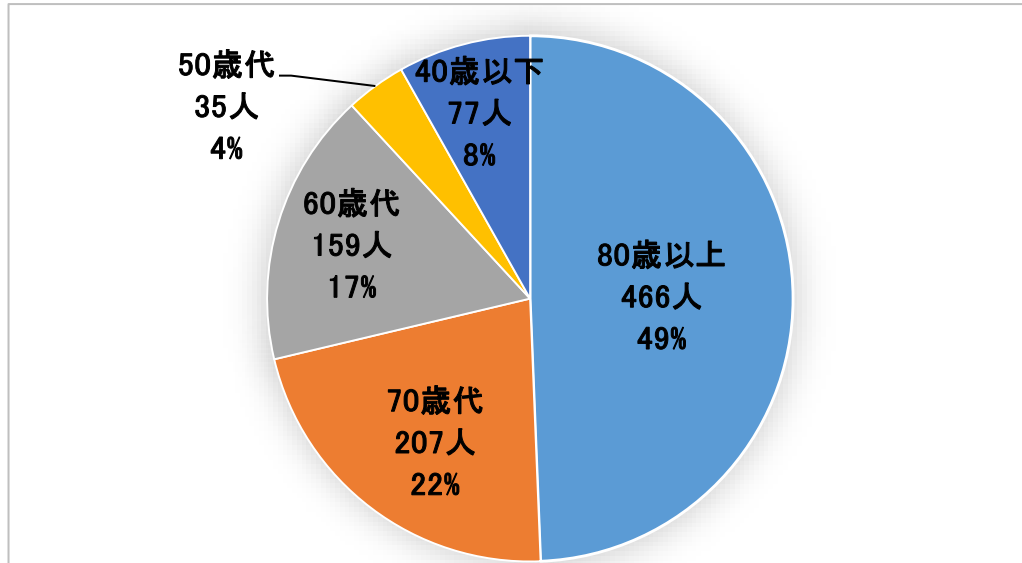


図 5. 令和 6 年 千葉県電話 de 詐欺 被害者年齢構成

出典:千葉県警察本部

(5) 市民の防犯に関する意識

①治安に対して不安に思うこと

「空き巣など住宅侵入盗」が 57.5%、「高齢者を狙った犯罪」が 57.4%と高い関心を示しています。このほか、「子どもに対する犯罪」が 29.0%、「ひったくり、路上強盗」が 26.8%、「車上狙いなど車に関する犯罪」が 22.3%、「女性に対する犯罪」が 20.1%、「自転車の盗難」が 19.5%、「その他」が 4.0%となっています。

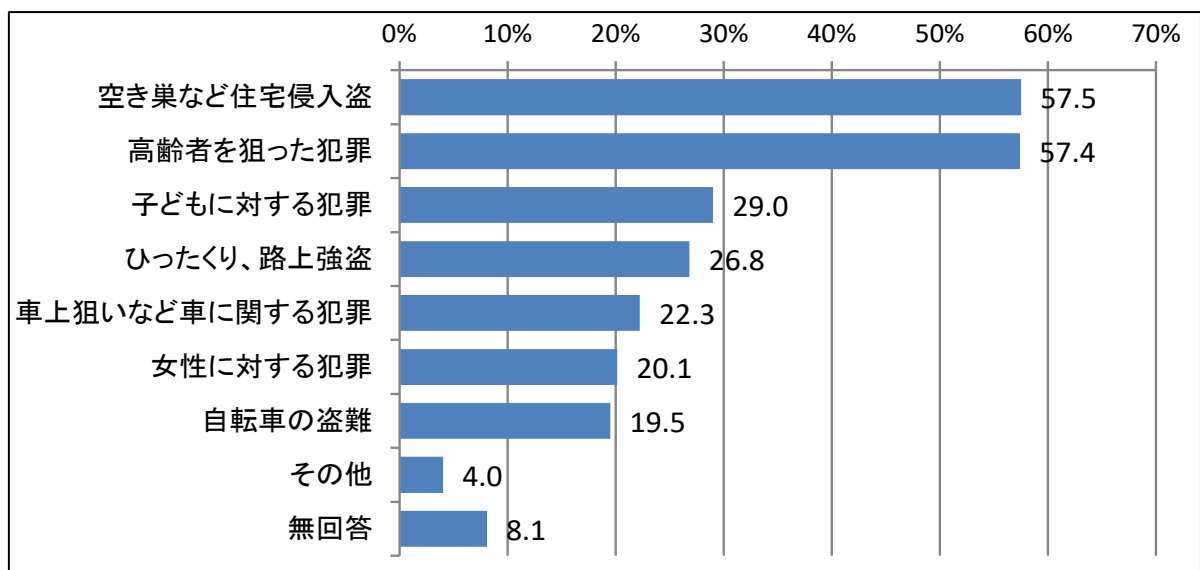


図 6. 治安に対して不安に思うこと

住宅に関する意識調査 (令和 6 年度):習志野市

②実施している防犯対策

住宅侵入等に高い関心が示されている一方、実施している防犯対策は、「戸締りを徹底している」が37.3%、「センサーライト等の取り付け」が10.2%、「特に行っていない」が9.6%、「窓ガラスの強化（合わせガラス等）」が8.3%、「開口部への補助錠の取り付け」が6.2%、「防犯カメラの設置」が6.1%、「ピッキング対策」が5.8%、「警備会社と契約している」が4.8%、「窓ガラスへの面格子の取り付け」が4.0%、「地域の防犯活動に参加している」が2.1%、「自主防犯活動をおこなっている」が1.5%、「その他」が1.0%となっており、戸締りの徹底以外の対策はあまり取られていないことがわかります。

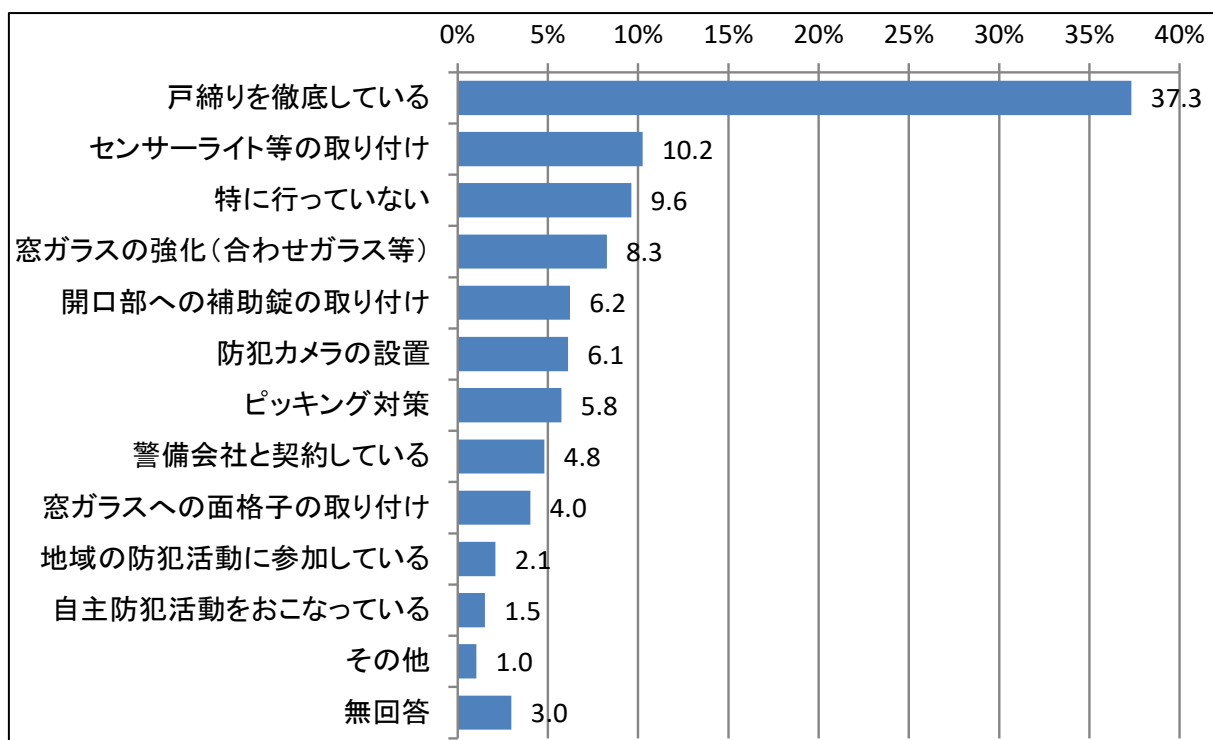


図7. 実施している防犯対策

住宅に関する意識調査（令和6年度）：習志野市

2. 社会情勢等の変化

近年、人口の減少や少子高齢化などによる地域社会や生活様式の変化、SNS やメッセージアプリをはじめとするインターネットサービスの急速な発展により人間関係が希薄化し、地域との日常的な付き合いの場や機会が少なくなっています。

これにより、自身が生活する地域への無関心を招き、異常を察知する機会の減少につながるなど、犯罪が増加する環境を生む一因となっていると考えられます。犯罪抑止には、一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪の被害者とならないよう努めることが必要ですが、安全で安心なまちづくりを効果的に進めていくためには、個人ばかりでなく地域ぐるみで防犯活動に取り組むことが重要です。

また、近年では SNS や求人サイトなどを通じて緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を

細分化させ、その都度、末端の実行犯を言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら離合集散を繰り返し、特殊詐欺や強盗などの違法な資金獲得活動を行う集団である、「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、特殊詐欺や強盗、窃盗などの被害が拡大してきます。このグループの中には反社会勢力やより大きな犯罪集団と共謀して犯罪を行っている実態もあるほか、このグループがSNS等を通じて掲載する犯罪実行者募集情報により、青少年が安易に犯罪に加担してしまう事例もあります。

このような新たな犯罪に対しては、犯罪手口の周知・啓発といった基本的な対策の徹底に加え、警察や地域、関係機関を含めた社会全体で連携し、対策を行っていく必要があります。

3. 安全で安心なまちづくりへの課題

平成 26(2014)年と令和 6(2024)年の犯罪発生件数を比較すると、約 4 割減少しており、これまでの各種防犯施策は一定の成果を示していますが、巧妙化・複雑化する近年の犯罪状況や、少子高齢化、身近な犯罪の増加などの本市における現状を踏まえ、基本的には前基本計画を踏襲することを前提としつつ、安全で安心なまちづくりを進めていく上で、次の 5 点を課題とします。

(1) 防犯意識の向上

空き巣やひったくりなどの窃盗犯は年々減少傾向にありましたが、令和 5 年は増加に転じ、また自転車盗や電話 d e 詐欺などは、依然として高い水準にあります。また、全国的に闇バイト等を介した凶悪な強盗事件も発生し、防犯対策は急務となっています。

本市では、市民の防犯意識を高めるため、防犯研修会や犯罪発生状況の発信により、市民の防犯意識の向上を図っていますが、日々の暮らしの中に防犯意識が浸透することで犯罪の発生抑止が期待できることから、市民一人ひとりの防犯意識の更なる向上を図る必要があります。

(2) 防犯情報の発信

インターネット上の情報は正しいものばかりでなく、偽情報や誤情報が多く潜んでいることから、今日の情報化社会において、情報の受け手側が真偽を判断する能力が求められています。誤った情報により意図せず犯罪に加担する・巻き込まれる事態を避けるため、正確な情報発信により市民の不安感を軽減し、安心感を高めることが重要です。

本市では、犯罪情報等をホームページや市広報へ掲載、「緊急情報サービスならしの」でのメール配信、防災行政無線での電話 d e 詐欺の予兆電話のお知らせ等、様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで犯罪発生防止に努めてきましたが、メールの登録者数や発信する媒体は十分とは言えないことから、情報発信内容やより多くの市民への情報伝達手段の新たな方法について検討する必要があります。

(3) 地域における防犯力の向上

本市では、習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会等や

自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援をしてきました。これらの団体の積極的な活動は、地域防犯活動の要と言えますが、今後、構成員の高齢化や人手不足により団体等の維持に影響がでることが考えられます。

これらの団体の防犯活動を継続的かつ円滑に活動できるよう引き続き支援するとともに、防犯活動に積極的に参加する機運の醸成を図り、活発化する必要があります。

（４）犯罪の未然防止に向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活の身近で起こっていることから、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らしていくなど環境の整備が必要です。また、犯罪を未然に防ぐために、土地や建物等の適切な管理や防犯灯・防犯カメラの整備など、犯罪が起きにくい環境づくりが必要です。

本市では、防犯灯や防犯カメラの設置、町会等への防犯カメラ設置費補助など、防犯環境の整備を進めておりますが、更なる防犯設備の設置推進等を行うことにより、安全で安心して生活できる環境整備への取り組みを進めていく必要があります。

（５）子ども、高齢者等への防犯対策

近年では、SNS を利用した子どもや高齢者等への犯罪が全国的に増加しており、電話 d e 詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺等の特殊詐欺は、高齢者のみならず若年層でも被害が発生するなど、手口が巧妙かつ悪質化しております。また、SNS や求人サイトなどを通じて掲載される犯罪実行者募集情報により、安易に犯罪に加担してしまう事例が起きないように、対策が求められています。

本市では、安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、子どもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を実施していますが、犯罪弱者を守る更なる取り組みが必要です。

第3章 基本計画推進の基本的な考え方

1. 目的

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

2. 目標数値

犯罪発生件数は、前計画策定時から大幅に減少しましたが、ここ数年は下げ止まり感があることから、現状の件数からの減少または維持を目標とします。

特に、大きな割合を占めている窃盗犯と、多額の被害が発生している電話de詐欺については、現状からの減少を目指します。

3. 基本方針

前計画の方針を基本的には踏襲しつつ、習志野市における犯罪発生の実状及び課題を踏まえ、次の5点を基本的な考え方とします。

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。

(2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の軽減

様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対処できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の軽減を図ります。

犯罪発生防止に努め、市民が犯罪被害にあう不安感を軽減し、安心して生活が送れるように努めます。

(3) 防犯活動の活発化の推進

習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援等を行い、これらの団体が防犯活動を継続的に活動できるよう支援し、活動の活発化を図ります。

(4) 身近な犯罪の未然防止に向けた環境整備への取り組み

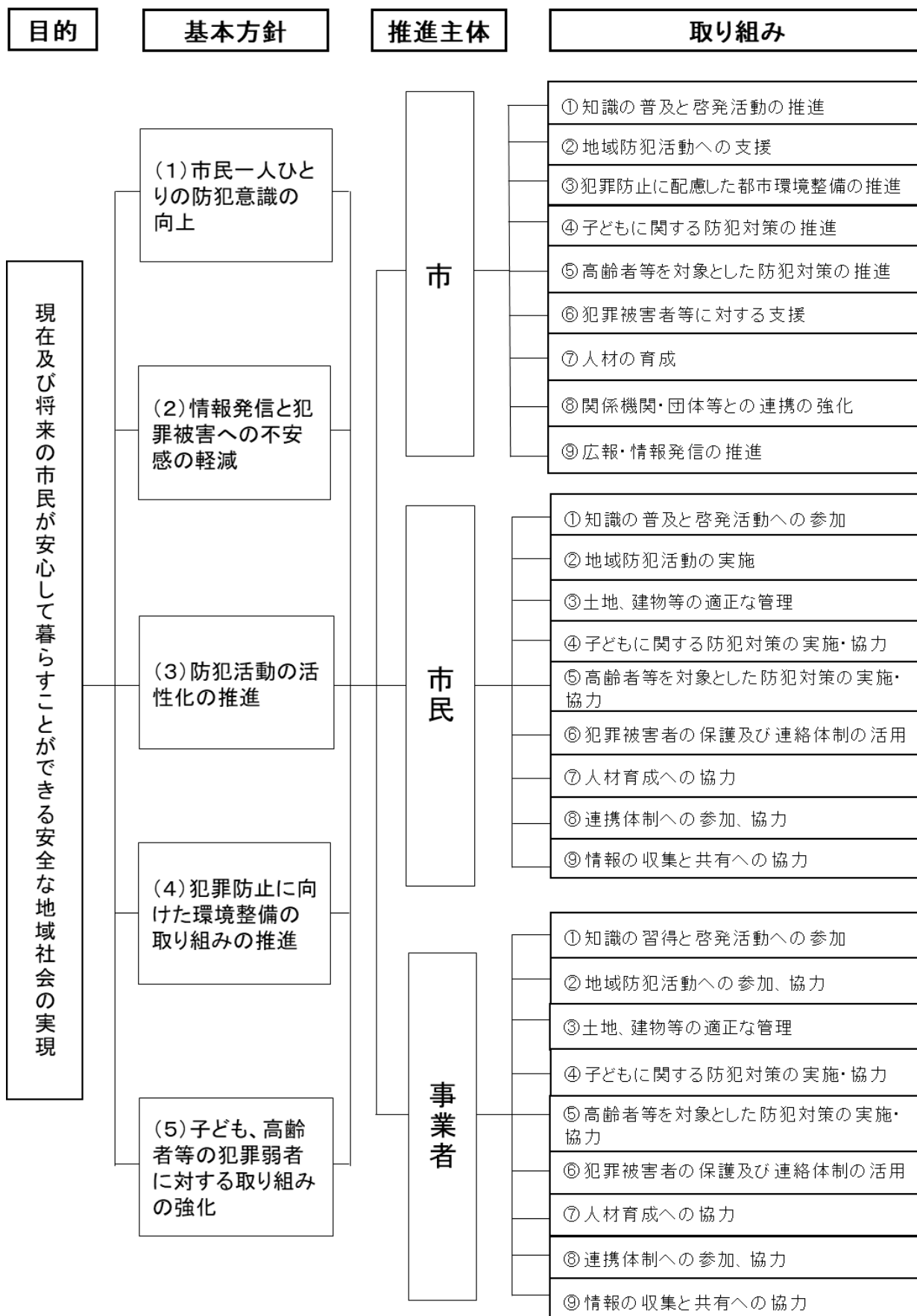
市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らしていくなどの取り組みにより、安全で安心して生活できる

環境整備を推進します。

(5) 子ども、高齢者等の犯罪弱者に対する取り組みの強化

安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、子どもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、子どもや高齢者等をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。

4. 施策体系



第４章 安全で安心なまちづくり施策の推進

Ⅰ. 市の取り組み

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

（１）知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯知識を持つことが必要であり、市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次のような施策を実施します。

①地域の防犯意識の高揚

市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）と連携し、犯罪情報等を市民に周知するなど広報活動の強化を図り、地域の防犯意識の高揚に努めます。

②「安全で安心なまちづくり月間」の設定

毎年１０月を「安全で安心なまちづくり月間」を設定し、街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、自転車防犯診断、防犯パトロールの強化などの啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。

③啓発活動の推進

市、警察、事業者等が連携して安全で安心なまちづくりの活動について積極的に情報発信を行い、防犯活動に対する市民等の理解を深めるとともに、より多くの人が参加しやすい多様な自主防犯活動を支援して、市民等の安全・安心まちづくり活動、社会活動への参加の促進に努めます。

④各種イベントにおける啓発活動

「防犯研修会」での防犯知識の普及及び「街頭啓発キャンペーン」や関係機関が実施するイベントなどにおいてチラシや防犯グッズ等を配布することにより、多くの市民の防犯意識の高揚に努めます。

⑤事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る

よう、協力依頼を行うとともに、引き続き情報提供を行います。

(2) 地域防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり幅広く活動していくなど、地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。

これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するため、次のような支援施策を継続して実施します。

①地域防犯活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生地区など、犯罪に関する情報を提供します。また、地域防犯活動で必要と思われる、チラシ、パンフレット、啓発物などを提供するとともに、青色防犯パトロール車による参加支援を行います。

②顕彰の実施

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に顕著な貢献があった市民や団体等に対して、その功績をたたえることにより、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。

(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進

犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要です。特に道路、公園、駐車場や公共的建築物などの整備や維持管理にあたっては、次のような施策を展開します。

①道路照明灯、防犯灯及び防犯カメラの整備

道路照明灯の設置については、夜間において、道路状況や交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全性向上等を目的に整備を行います。

また、防犯灯については、まちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図るため、町会、自治会からの要望を考慮しつつ、防犯カメラの設置と合わせて効果的な整備を実施します。

②公共施設の自動車及び自転車等駐車場における安全対策

ア．自動車駐車場

駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努めます。

イ．自転車等駐車場

地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、防犯カメラの設置やコインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努めます。

③公園における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理等に努めます。

④建築物における安全対策

暗がりや死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。

⑤市有地及び公共施設における安全対策

安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

⑥通学通園等に使用している公共施設における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、施設の整備及び維持管理等に努めます。

(4) 子どもに関する防犯対策の推進

①保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全（防犯）管理体制の整備

幼児、児童、生徒等の安全確保を図るため、教職員等による保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全（防犯）管理を推進します。

②侵入者の防止対策

保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所に限定するとともに、防犯カメラや非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

③保護者、地域、関係各機関等との連携の充実

幼児、児童、生徒等の通学時等の安全確保を図るため、情報収集体制の強化、積極的な情報発信を行うことにより、保護者、地域、関係各機関等との連携の充実に努めます。

④「子ども１１０番の家」の設置推進

地域の家庭や店舗等の協力を得て、子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども１１０番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。

⑤安全教育の充実

学校で行われる安全教育に加え、「犯罪の被害者にならない、犯罪の加害者になら

ない、犯罪を他人にさせない」をスローガンとするキラット・ジュニア防犯隊の活動を通じ、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法や、犯罪に巻き込まれないための方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努めます。

⑥通学路の安全対策

市、学校、警察、地域住民で構成される通学路安全対策協議会による、小中学校の通学路の安全対策を実施します。

(5) 高齢者等を対象とした防犯対策の推進

高齢者等の人たを犯罪被害から守っていくためには、地域と高齢者等がより密接な関係を築き、地域全体で支えていく体制を確立するとともに、高齢者等の人たちが自らの生活の安全を確保していくために必要とされる知識の普及や啓発を実施します。特に高齢者等が狙われやすい「電話 de 詐欺」等について、関係機関等と協議、検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(6) 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者や家族等が平穏な生活が送れるよう、県、警察、千葉犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携し、相談の対応や助言、各種の情報提供を行います。

市においても、庁内関係各課が協力・連携し、犯罪被害者が必要としている支援を提供できるように努めます。

(7) 人材の育成

各地域において、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材の育成や、防犯協会、市役所、警察署等との連携のもと、防犯パトロールの実施や防犯意識の啓発など、地域防犯活動の中心となる防犯指導員の知識向上を図ることを目的とした研修会や講演会等を企画し、計画的な人材の育成に努めます。また、就学時から防犯に対し、より高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行います。

(8) 関係機関・団体等との連携の強化

防犯施策を総合的に推進し、調整を図るための連携体制を整備するとともに、庁内連携組織である、安全で安心なまちづくり連絡協議会を定期的を開催し、連携の強化に努めます。

(9) 広報・情報発信の推進

市広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式 X (エックス)、LINE、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使し、効果的な情報の発信に努めます。

また、報道機関や関係機関へ積極的に情報提供を行うなど、広く市民に周知することにより、防犯知識の普及や啓発に努めるとともに、近年問題となっている匿名・流動型グループによる SNS を通じた犯罪実行者募集情報について、青少年が犯罪に巻き込まれないための情報提供や広報啓発を関係機関と連携しつつ取り組みます。

2. 市民の取り組み

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。

自ら防犯意識を高め、自らの安全確保に努めるとともに、地域住民や警察、各種関係団体等が、お互いに連携を充実させ、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって地域防犯活動に取り組み、犯罪を未然に防止する環境づくりが必要です。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要です。知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のような施策を実施します。

①地域防犯意識の高揚

市や警察または市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店等を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）を通じて得られる犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

②知識の習得

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが、防犯知識を持つことが必要であるため、市や関係機関により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。

③啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭啓発キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加・協力します。

④情報の収集

市広報、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式 X（エックス）、LINE、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる防犯に関する情報を積極的に収集し、地域における防犯対策の向上に努めます。

(2) 地域防犯活動の実施

自分たちの地域を自分たちで守っていくことができるよう、住民相互により連携、協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動を実施します。

①地域防犯活動の実施

市や警察から得られる地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報、研修会、講演会等で習得した防犯に関する知識などを活用し、地域一体となって、防犯パトロールなど、地域防犯活動を積極的に行います。

②身の回りの安全点検

「自分のことは自分で守る」ことを基本に、防犯に関する研修会や講演会等で習得した知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検に努めます。

③地域における安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていくことができるよう、住民相互により、地域で連携・協力して、日頃から地域の安全点検に努めます。

(3) 土地・建物の適正な管理

土地や建物を所有している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

(4) 子どもに関する防犯対策の実施・協力

子どもが犯罪に巻き込まれないように、地域やPTA等による自主的な見守り活動を実施し、防犯対策を推進します。

①通学時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。

②「子ども110番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「子ども110番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。

(5) 高齢者等を対象とした防犯対策の実施・協力

高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、声かけや定期的な自宅訪問など、高齢者等を支援する地域防犯活動を行います。

(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

市民がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

(7) 人材育成への協力

①防犯指導員育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯指導員の育成に協力します。

②防犯指導員を中心とした防犯対策の推進

防犯協会、市役所、警察署等と連携し、地域防犯活動の中心となる防犯指導員を主体とした防犯パトロールや防犯情報の周知・伝達、防犯意識の啓発活動など、積極的かつ効果的な地域における防犯対策を推進します。

(8) 連携体制への参加、協力

市・事業者及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実かつ円滑に推進するための各種連携体制へ積極的に参加・協力します。

(9) 情報の収集と共有への協力

誤った情報により犯罪に巻き込まれないよう、公的機関が発信する正しい情報を収集し、情報の真偽を判断する能力の向上に努めるとともに、不審者情報等の連絡・通報など、犯罪に繋がる情報の共有へ協力します。

また、SNS や求人サイトなどを介した特殊詐欺や犯罪実行者募集により、被害に遭う、犯罪に加担することがないように、犯罪手口の収集と共有に努めます。

3. 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域防犯活動を行います。

(1) 知識の習得と啓発活動への参加

①防犯意識の高揚

市や警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

②知識の習得

市や関係機関が開催する防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努めます。

③啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭啓発キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加・協力します。

(2) 地域防犯活動への参加・協力

①地域防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。

②事業所の安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていくことができるよう、地域と連携・協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 土地・建物等の適正な管理

①土地や建物の適正な維持管理

事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

②施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備等の整備を行います。特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等、防犯対策を積極

的に行います。

(4) 子どもに関する防犯対策の実施・協力

子どもが犯罪等に遭わないために、事業者としてパトロールや見守り活動に協力し、防犯対策の実施や協力を努めます。

①通学時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。

②「子ども110番の家」の設置推進

子どもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保することができる「子ども110番の家」の設置に協力します。

(5) 高齢者等を対象とした防犯対策の実施・協力

高齢者等が犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携し、声かけや自宅訪問時における状況確認など、高齢者等を支援する地域防犯活動へ積極的に参加・協力します。

(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

事業者がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

(7) 人材育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

(8) 連携体制への参加、協力

市・市民及び関係機関等との連携を強化するべく、施策を着実、且つ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加・協力します。

(9) 情報の収集と共有への協力

公的機関が発信する正しい情報を収集し、従業員等に対し正確な情報発信を行うとともに、寄せられた犯罪発生情報や不審者情報を関係機関に連絡・通報するなど、情報の共有へ協力します。

第5章 基本計画を推進するにあたって

1. 実施計画の策定

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが重要であり、警察や各関係機関と相互に連携・協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき、市・市民及び事業者が実施する具体的な施策を明確にした「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。

2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。

協議会では、市長の諮問に応じて、安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、様々な分野や角度から調査・審議し、より実情に沿った取り組みが的確かつ効果的に実施できるよう協議します。

3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、本市に「安全で安心なまちづくり連絡協議会」を設置します。

連絡協議会は、安全で安心なまちづくりに関する施策を行う関係部局により構成し、各部局が連携して各施策等を円滑に推進できるよう情報を共有するとともに、意見交換などを行います。

4. 基本計画の変更について

基本計画は、犯罪発生件数の増減や犯罪の内容、社会情勢の急激な変化などにより、適宜、見直しを行います。

また、施策についても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化等を分析・検討を加え、必要に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。